

生徒指導提要进行

平成23年3月2日 第29号

北海道教育庁学校教育局

参事（生徒指導・学校安全）

平成22年度生徒指導資料

第6章 生徒指導の進め方 II 個別の課題を抱える児童生徒への指導 第9節 命の教育と自殺の防止（生徒指導提要P180～P182）

わが国では年間自殺者数が3万人を超え、小学生・中学生・高校生の自殺者数も年間300人前後で推移し、深刻な社会問題となっています。しかし、児童生徒の自殺予防に対する関心は必ずしも高いとは言えないのが現実です。

1 命の教育の意義

- 命を取り巻く危機的状況と命の教育の必要性
児童生徒の命にかかわる深刻な事件や事故が続いており、児童生徒たちの命の重みに関する感受性が弱まっていると思われます。
多くの児童生徒にとって、生や死の意味について真剣に考え、命のかけがえのなさや人生が一度しかないことについて理解し、命の大切さや生きる喜びを実感としてとらえる場が必要です。
- 命の教育を進める視点
学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育で、命の大切さを考えさせることが重要です。
実施に当たっては、次のような点に留意する必要があります。
 - ・児童生徒が自分自身を価値ある存在と認め、自分を大切に思う自尊感情をはぐくむ
 - ・命の大切さを実感できるような自然や人と豊かにかかわる体験活動の充実を図る
 - ・児童生徒個々の発達の段階に配慮する
 - ・教員自身が生と死や命に向き合う自らの姿勢を問い直すための研修の充実を図る
- 命の教育から自殺予防教育へ
自殺予防教育については、多くの教員が必要性を認めながらも「寝た子を起すようで心配」、「実行に移すのは難しい」と感じているのが実情です。しかし、将来的には児童生徒を直接対象にした自殺予防教育を学校全体の教育活動として位置付けることを念頭に置き、小学校から系統立った命の教育の実践を積み上げていくことが大切です。

2 自殺の防止

- 自殺の危険因子：だれに自殺の危険が迫るのか？
児童生徒の自殺は様々な要因が複雑に関連して生じる現象です。右記の危険因子が多く当てはまる児童生徒には潜在的に自殺の危険が高まる可能性があるため、早い段階で、専門家から助言が受けられるように働きかけてください。
- 自殺の危険を感じた場合の対応
自殺の危険を察知した場合の対応としてTALKの原則があります。

〔自殺の危険因子〕

- ・自殺未遂歴（自らの身体を傷つけたことがある）
- ・心の病（うつ病、統合失調症、摂食障害など）
- ・安心感の持てない家庭環境
（虐待、親の心の病、家族の不和、過保護・過干渉など）
- ・独特の性格傾向（完全主義、二者択一思考、衝動的など）
- ・喪失体験（本人にとって価値あるものを喪う経験）
- ・孤立感（特に友だちとのあつれき、いじめ）
- ・事故傾性（無意識の自己破壊行動）

Tell：子どもに向かって心配していることを言葉に出して伝えます。

Ask：真剣に聞く姿勢があるならば、自殺について質問しても構いません。むしろ、これが自殺の危険を評価して、予防につなげる第一歩となります。

Listen：傾聴です。叱責や助言などをせずに子どもの絶望的な訴えに耳を傾けましょう。

Keep safe：危険を感じたら、子どもをひとりにせずに一緒にいて、他からの適切な援助を求めてください。自殺未遂に及んだ事実があるならば、保護者にも知らせて、子どもを医療機関に受診させる必要があります。

- 治療の原則
自殺の危険の高い児童生徒を支えていくには、学校、家庭、医療機関が緊密な連携を取りながら、長期的な治療計画を立てる必要があります。独力で対応するのではなく、それぞれの立場でできることは何かを考えながら、協力関係を打ち立てなければなりません。

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。